

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年九月七日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット倉敷福島店

所在地 倉敷市福島二三四一ー一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号

代表者の氏名 代表取締役社長 仁科 正己

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号

代表者の氏名 代表取締役社長 仁科 正己

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年五月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百四十平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 百二台

(2) 駐輪場の収容台数 四十一台

(3) 荷さばき施設の面積 三十七・九平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六十一・九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から午前一時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十六年八月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年九月七日から平成十七年一月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課